

令和元年 7 月 22 日
庁 議 資 料
総 務 部 人 事 課

新 人 第 5 4 3 号
令 和 元 年 7 月 2 2 日

教 育 長
公 営 企 業 管 理 者
各 部 ・ 各 区 長
会 計 管 理 者 様
消 防 局 長
行 政 委 員 会 事 務 局 長

副 市 長 高 橋 建 造

職員の綱紀粛正について（依命通達）

新潟市職員は、自らの行動を厳しく律するとともに、市民本位の行政の推進に全力を尽くし、全体の奉仕者としての使命を果たさなければならない。

本市においては、職員の公務員倫理の確立と服務規律の徹底について、これまでも職員研修をはじめ、各所属長を対象とした服務連絡会議等において、注意喚起を行ってきた。

しかしながら、このたび農林水産部職員による調査依頼文書変造、北区保育士による現金窃取、建築部職員による建設工事の積算誤り、秋葉区職員による補助金業務に係る不適切な事務処理などの事案が発生した。

これまでも再三にわたり、コンプライアンスの徹底はもとより、業務の進め方やその手法の再点検を徹底するなど、組織全体での万全な業務執行体制の構築について指導をしてきたにもかかわらず、再びこのような事案が発生したことは、極めて遺憾である。

このことは、市民への信頼を著しく失うものであり、この失われた信頼を回復するためには、計り知れない時間と努力が必要なことは言うまでもない。

貴職は、部下職員に対して法令遵守、綱紀の厳正な保持および服務規律の確保を徹底し、市民の皆様への信頼の回復に向けて、一層のコンプライアンスの推進に努めるよう指導されたい。

この旨、命により通達する。